

# 適切な責任分担を図るための手法と検証点

## 【手法】

### 1. 部分保証

・貸出金額の一定割合を保証するもの。【保証金額 = 貸出金額 × 一定割合】

### 2. 負担金方式

#### 代位弁済額負担方式

代位弁済金額の一定割合を負担金として拠出するもの。【負担金 = 代位弁済額 × 一定割合】

#### 債務残高負担方式

保証債務残高に一定割合(金融機関の事故実績を加味したもの)を乗じた額を負担金として拠出するもの。【負担金 = 保証債務残高 × 一定割合(金融機関の実績加味)】

## 【検証点】

### 1. 経営支援等の適正化への効果

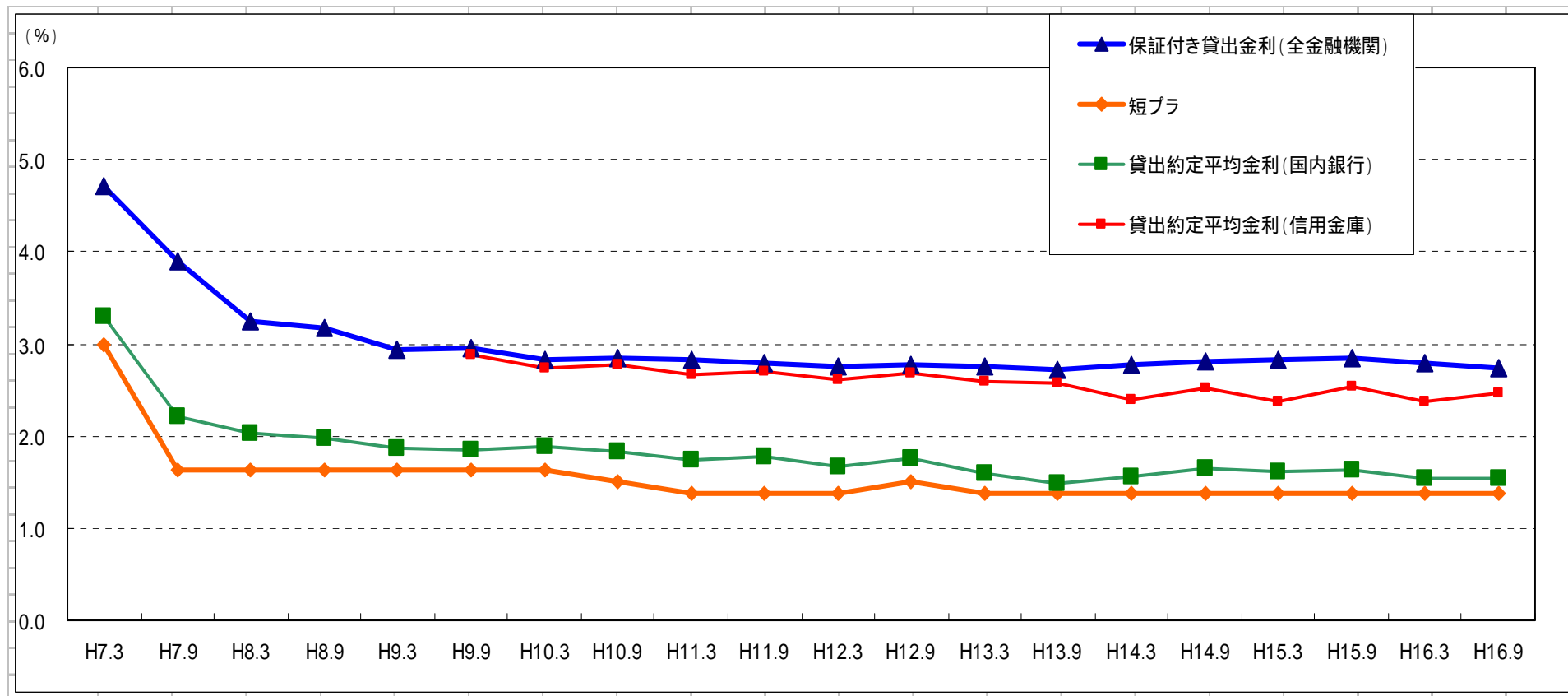
### 2. 金融機関の負担

- ・債権管理、担保管理について(特に、代位弁済実行後の担保処分や残債の管理)。
- ・制度変更により発生するコストについて(システム変更の有無、これに係る初期投資等)。
- ・BIS規制上の自己資本比率、引当金の計上等について。

### 3. 中小企業者への影響

# 保証付融資の金利水準

- ・金利は、一般的には、調達コスト+事務コスト+信用コスト等によって、構成されるもの。
- ・保証協会の保証付き融資については、全部保証であるため、信用コストがゼロに等しいにもかかわらず、貸出約定平均金利等より水準が高く、また、案件によって大きな違いがある。



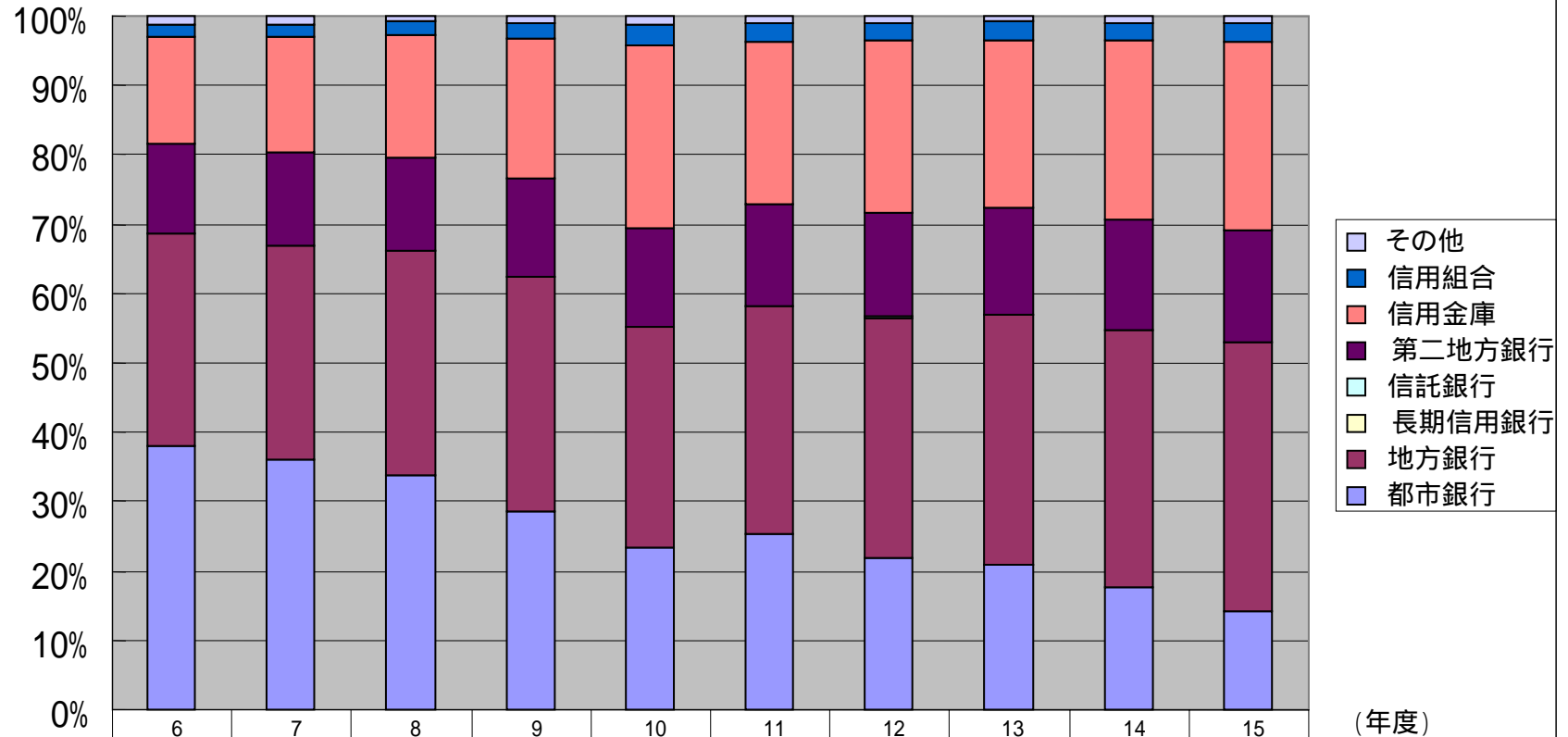
出所: 全国信用保証協会連合会「保証付貸出金利調査」

短プラ、貸出金平均約定金利(新規貸出ベース)は、日本銀行金融経済月報による。

(注) 貸出金平均約定金利は、大企業・中堅企業向け貸出も含む。

貸出平均約定金利(信用金庫)については、H9.3以前は公表データなし。

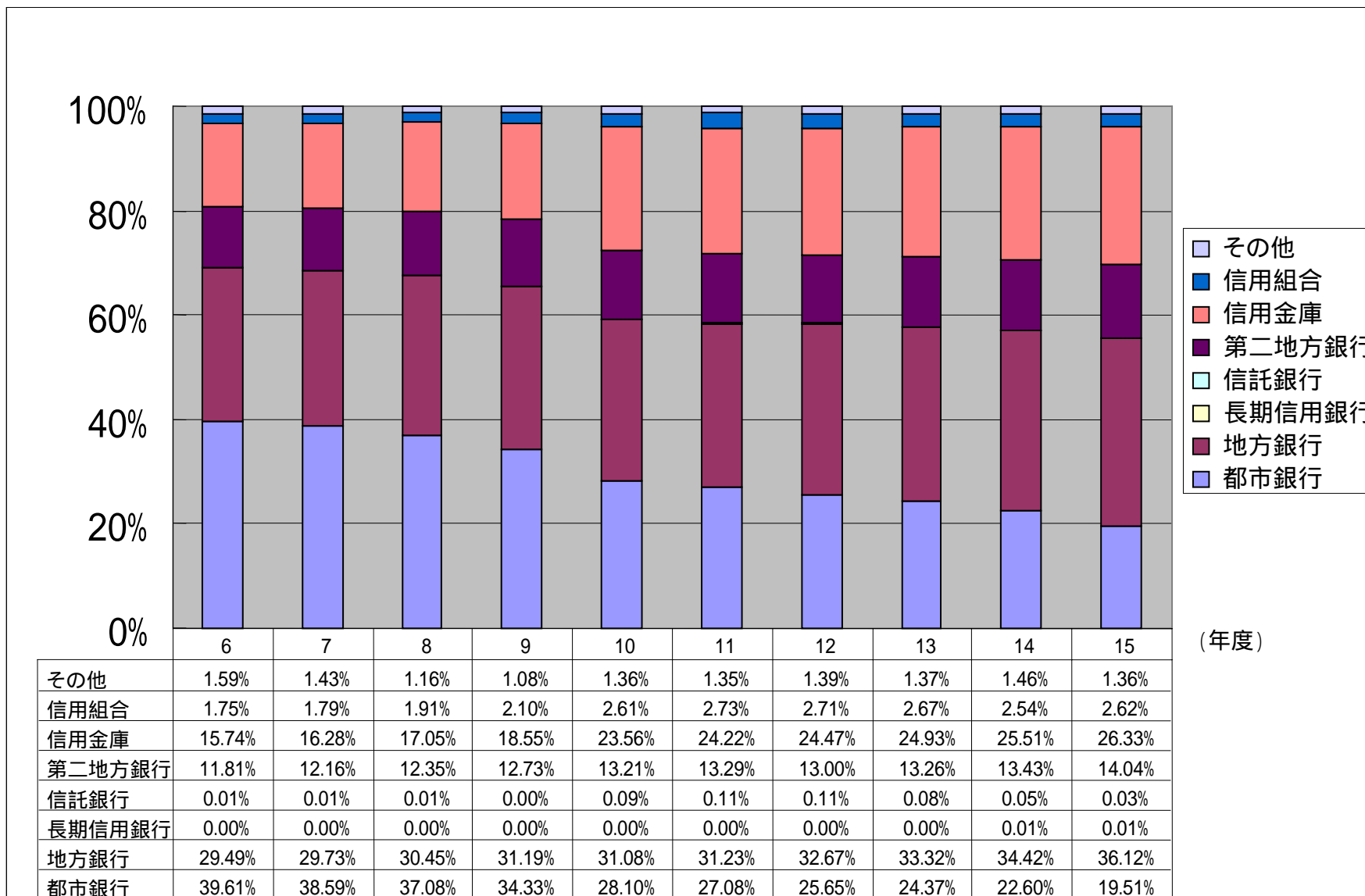
# 金融機関群別保証承諾額シェア



	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
その他	1.27%	1.19%	0.69%	0.92%	1.28%	1.05%	0.92%	0.87%	0.96%	0.88%
信用組合	1.78%	1.87%	2.04%	2.34%	3.00%	2.73%	2.64%	2.59%	2.58%	2.77%
信用金庫	15.47%	16.70%	17.60%	20.22%	26.36%	23.32%	24.84%	24.18%	25.82%	27.10%
第二地方銀行	12.87%	13.37%	13.52%	14.19%	14.05%	14.58%	14.95%	15.31%	15.99%	16.21%
信託銀行	0.01%	0.01%	0.00%	0.00%	0.09%	0.19%	0.11%	0.06%	0.02%	0.01%
長期信用銀行	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.01%	0.00%
地方銀行	30.47%	30.91%	32.38%	33.64%	31.80%	32.64%	34.71%	36.06%	36.90%	38.83%
都市銀行	38.12%	35.96%	33.76%	28.69%	23.42%	25.50%	21.83%	20.92%	17.73%	14.21%

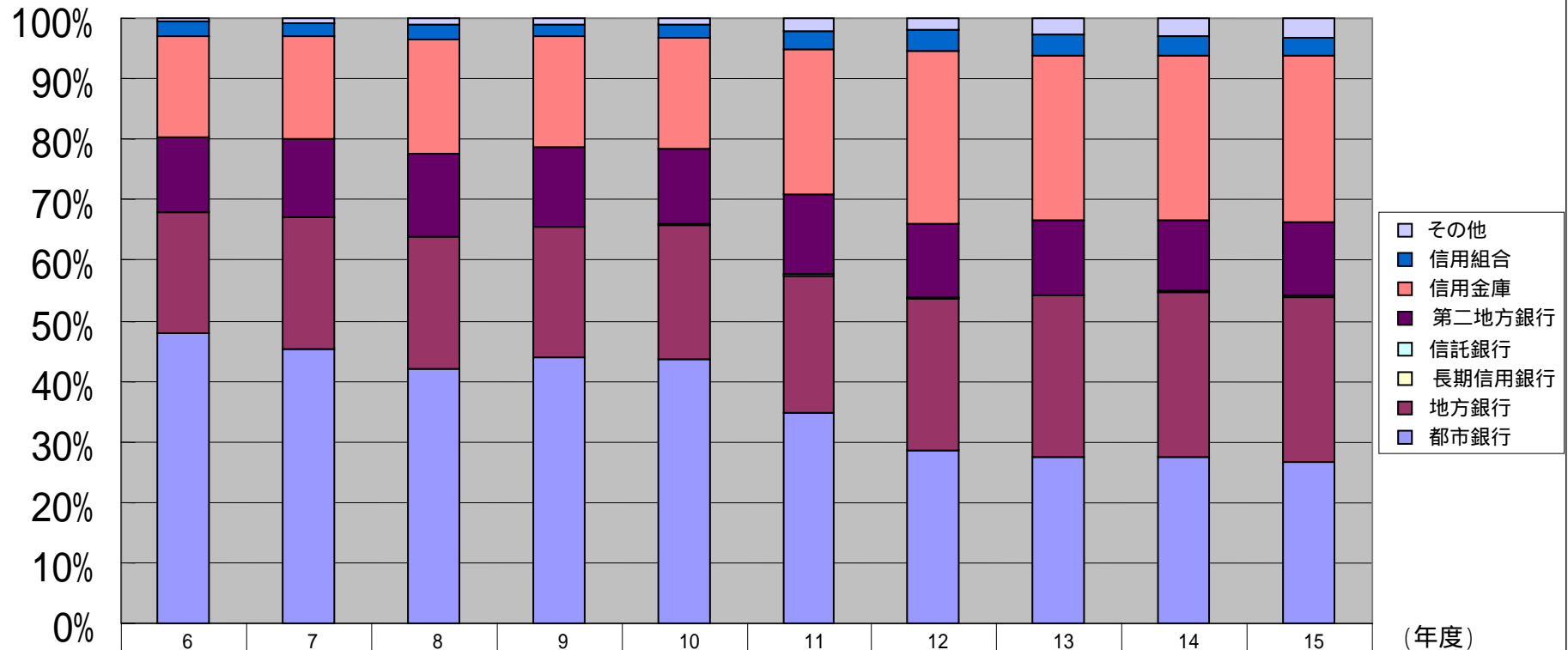
出所: 中小企業金融公庫データより中小企業庁作成

# 金融機関群別保証債務残高シェア



出所：中小企業金融公庫データより中小企業庁作成

# 金融機関群別代位弁済額シェア

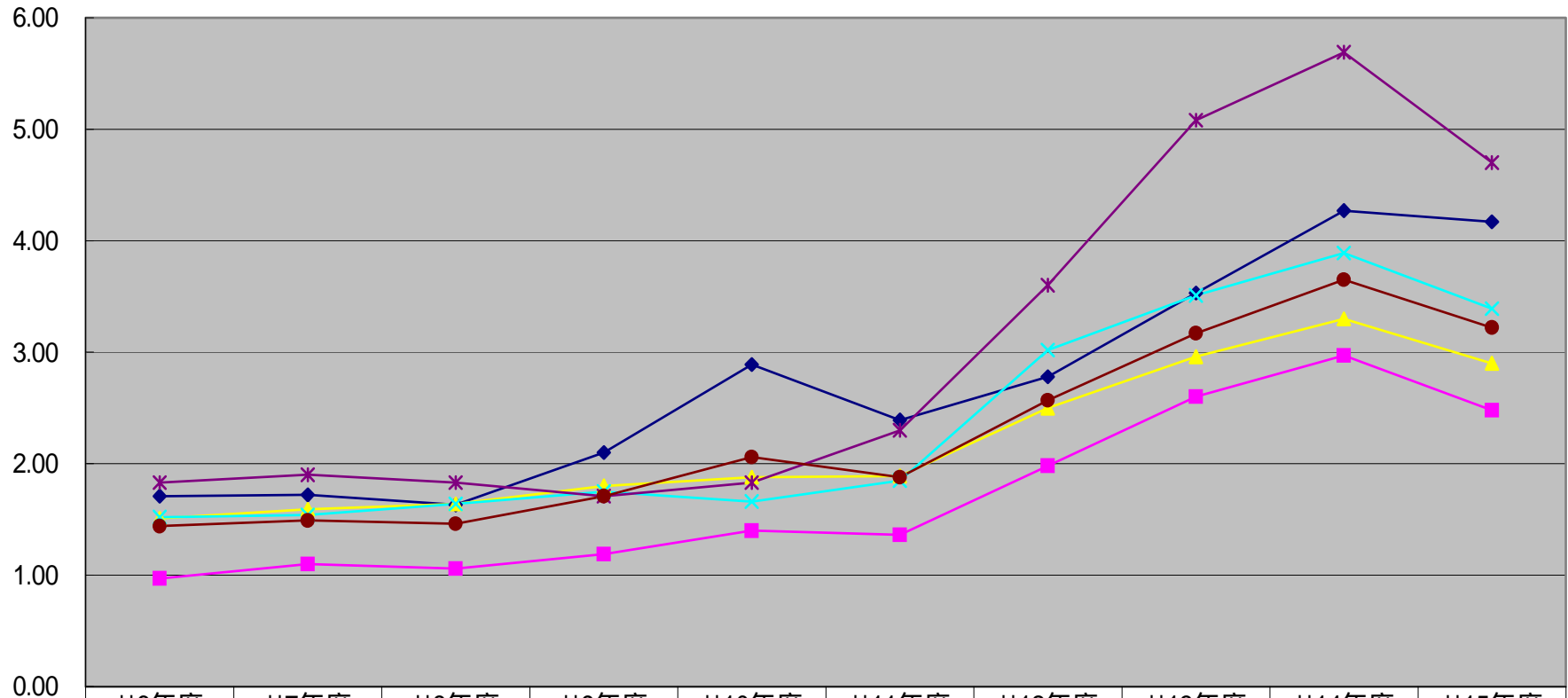


	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
その他	0.65%	0.86%	1.15%	1.00%	1.11%	2.23%	1.79%	2.67%	3.04%	3.21%
信用組合	2.23%	2.21%	2.24%	1.98%	2.09%	3.02%	3.55%	3.55%	3.21%	2.98%
信用金庫	16.79%	16.81%	18.92%	18.37%	18.24%	23.80%	28.72%	27.32%	27.06%	27.50%
第二地方銀行	12.43%	13.01%	13.72%	13.14%	12.60%	13.34%	12.12%	12.16%	11.76%	12.24%
信託銀行	0.01%	0.00%	0.03%	0.01%	0.25%	0.07%	0.06%	0.04%	0.10%	0.04%
長期信用銀行	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
地方銀行	19.92%	21.80%	21.79%	21.65%	22.06%	22.65%	25.29%	26.79%	27.40%	27.28%
都市銀行	47.96%	45.31%	42.15%	43.86%	43.64%	34.89%	28.48%	27.47%	27.44%	26.76%

出所：中小企業金融公庫データより中小企業庁作成

# 金融機関群別代位弁済率の推移

(%)



	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
◆ 都 銀	1.71	1.72	1.63	2.10	2.89	2.39	2.78	3.53	4.27	4.17
■ 地 銀	0.97	1.10	1.06	1.19	1.40	1.36	1.98	2.60	2.97	2.48
▲ 第二地銀	1.51	1.59	1.64	1.80	1.88	1.89	2.50	2.96	3.30	2.90
✧ 信 金	1.52	1.54	1.64	1.75	1.66	1.85	3.02	3.51	3.89	3.39
✱ 信 組	1.83	1.90	1.83	1.71	1.83	2.30	3.60	5.08	5.69	4.70
● 合 計	1.44	1.49	1.46	1.71	2.06	1.88	2.57	3.17	3.65	3.22

出所：全国信用保証協会連合会より中小企業庁作成

# リスク審査モデルの活用

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム対象の598金融機関(地銀65、第二地銀49、信用金庫303、信用組合181)における実績。

## スコアリングモデルを活用した新しい中小企業金融への取組

	地銀	第二地銀	信用金庫	信用組合	計
実施機関数	53	39	120	29	241
構成比	81.5%	79.6%	39.6%	16.0%	40.3%

## スコアリングモデルを活用した商品による融資実績

平成15年度実績		平成16年度上期実績		合計	
件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
132,067	11,403	90,295	8,715	222,362	20,118

出所:金融庁HP「リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況(平成15年度～16年度上半期)」による。

# 諸外国の保証制度

国	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	
実施機関	中小企業庁(SBA) 独立政府機関 中小企業法に基づき 設立	貿易産業省(DTI)所管の SBS	保証銀行等 各州に原則1行 根拠法は信用制度 法 (銀行法に相当)	SOFARIS 中小企業開発銀 行(政府系)傘下の株 式会社	CONFIDI 全国に数百存在 民法組合 相互保証を運営	MCC等 国の機関との契約に基 づきCONFIDI保証の再保 証等を実施
保証 限度額等	融資限度額: 200万ドル (2億円) 保証限度額: 100万ドル (1億円)	融資額は5,000ポンド (99万円)~25万ポンド (4,965万円)。 ただし、業歴2年未満の企業は10 万ポンド(1,986万円)以内	保証限度額: 75万ユーロ(1億円)	保証限度額: 75万ユーロ(1億円) (中長期融資の場合) 上記のほか、条件 に応じて限度額は異 なる。	-	-
保証割合	融資額15万ドル (1,608万円)以下: 85%まで 融資額15万ドル (1,608万円)超: 75%まで	2003年4月1日以後の保証: 75% 2003年4月1日前の保証: 創業企業及び保証時の業歴 2年未満の企業は70%、 業歴2年以上の企業は85%	原則として融資額の 80%以下 実際は、保証銀行と 金融機関の合意によ り50~80%の範囲内 で設定。平均保証割 合71.4%(2001年)	創業期の中小企業向 け保証: 70%まで 成長期の中小企業 向け保証 原則として50%まで	○CONFIDIにより異なる が、多くの場合50%。	○直接保証60% (低所得地域等80%)まで ○再保証: CONFIDI保証の90%まで ○共同保証: CONFIDIが20%以上を保 証し、これを含めて80%ま で。
保証実績	(2004年度) 保証付き融資: 74,825件、 125億ドル (1兆3,398億円)  *2004会計年度は 2003.10.1 - 2004.9.30	(2002年度) 保証付き融資: 3,916件、 269百万ポンド (534億円)	(2003年) 保証承諾: 8億9,210万ユーロ (1,222億円) 保証債務残高: 49億8,966万ユーロ (6,832億円)	(2003年) 保証付き融資: 4,598百万ユーロ (6,296億円)	(1999年) 保証付き融資残高: 11.8兆リラ(7,198億円)  *2001年末のレート: 100リラ=6.1円	(2000年) 保証承諾: 385.3百万ユーロ(528億 円)

(注)円換算レート(2004年10月末、外国為替相場):1米ドル=107.18円、1英ポンド=198.59円、1ユーロ=136.93円

出所:中小企業金融公庫資料より中小企業庁が作成



国・地域	カナダ	韓国		台湾	日本	
実施機関	産業省 カナダ中小企業金融法 に基づき制度実施	韓国信用保証基金 (KCGF) ○韓国信用保証基金 法に基づく特殊法人	韓国技術信用保証基金 (KOTEC) ○新技術企業金融支援法に 基づく特殊法人	中小企業信用保証基金 (SMEG) 民法の規定及び行政 院の特別許可に基づく特 殊法人	信用保証協会 ○信用保証協会法に基づ く認可法人	中小企業金融公庫 ○中小企業金融公庫法 に基づく特殊法人 ○信用保証協会の保証 の保険を引き受ける
保証 限度額等	融資限度額: 25万カナダドル(2,209万 円)	保証限度額: ・一般信用保証; 30億ウォン(3億円)以 内 ・特別信用保証; 制度により異なる	保証限度額: 30億ウォン(3億円)。 ただし、技術評価センターに よる評価等で100億ウォン (10億円)までの保証がで きる	保証限度額: 0.4～7,000万台湾ドル (127万円～2億円) 総額で1企業当たり1 億台湾ドル(3億円)	保証限度額: 普通保証2億円、 無担保保証8,000万円 (個人又は会社) 組合につき別途規定あ り	付保限度額: 保険種類により異なる (2億円(普通保険)、 8,000万円(無担保保険) 等) 組合につき別途規定 あり
保証割合	85%まで	新規保証: 70%～85% 借換保証: 90%	金融機関、保証の種類、 保証先企業の信用度により、 70%から90%まで	原則40%～80% (金融機関の保証付き融 資に係るパフォーマンス、 保証申込み企業の信用 力等に応じて適用。	売掛債権担保融資保証 等の例外(90%)を除き 100%	保険種類により異なる (70%(普通保険)、 80%(無担保保険)等)
保証実績	(2002年度) 保証付き融資: 9億5,590万カナダドル (844億円)	(2003年度) 保証承諾: 30兆9,180億ウォン (3兆円) 保証債務残高: 32兆7,340億ウォン (3兆円)	(2003年度) 保証承諾: 13兆4,010億ウォン (1兆円) 保証債務残高: 16兆7,460億ウォン (2兆円)	(2003年) 保証承諾: 2,051億台湾ドル(6,522億 円) 保証債務残高: 1,982億台湾ドル(6,303億 円)	(2003年度) 保証承諾: 15兆1,965億円 保証債務残高: 31兆1,022億円	(2003年度) 保険引受: 14兆2,786億円 保険引受残高: 31兆3,313億円

(注)円換算レート(2004年10月末、外国為替相場):1カナダドル=88.34円、1台湾ドル=3.18円、韓国100ウォン=9.70円

# 保証協会の中期業務計画について

## 例 1

### 1. 平成16年度業務計画の重点課題

信用保証協会

部署名： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_

【保証部門】	【期中管理部門】	【その他】
<p>適正保証の推進策（保証債務残高が減少傾向にあるのを抑止する方策、CRDの活用策等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに拡充強化された県制度を積極的に推進するとともに、セーフティネット保証ほか特定社債保証及び売掛債権担保融資保証制度を推進し、良質な保証先の取り込みを図る。</li> <li>・CRDのスコアを利用した保証システムを本格導入し、保証審査の効率化を図る。企業評価の標準化と審査スピードアップで、利用者の満足度の向上を図る。</li> <li>・「中小企業金融対策会議(仮称)」を新設。金融機関との情報交換、連携強化を図る。</li> </ul> <p>地域再生支援協会との連携強化策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生支援協議会案件に対する専任担当者を設け連携を密にするとともに、4月から創設された再生支援協議会支援企業を対象とする県制度の活用を積極的に行なう。</li> </ul>	<p>期中管理の強化策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期実態把握の強化</li> <li>・再生支援のため金融機関と協調して条件変更等調整策を積極的に行なう。</li> <li>・資産調査を徹底し法的手続きによる債権保全を強化する。</li> </ul> <p>【回収部門】</p> <p>回収の促進策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関等への定期的な担保物件情報の提供（オートファックスの利用）</li> <li>・回収方針ヒアリングの定期的実施</li> <li>・回収支援システムの活用による管理強化</li> <li>・預金口座引落しの推進と新たにコンビニの導入による定期回収額のさらなる底上げ</li> <li>・弁護士・司法書士・調査機関等の積極的活用による法的請求の強化</li> </ul> <p>回収体制の整備等 (サービスの具体的活用策等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任制による、未入金先、休眠先求償権の掘り起こしの強化</li> <li>・サービスへの積極的委託による効率的な管理督促を行なう。</li> </ul>	<p>資金繰り円滑化借換保証制度の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融安定化特別保証制度の同額借換（借換保証・要綱）保証承諾額の借換保証における構成比は、上期 21.1%に対し、下期 4.8%と16.3ポイントも低下。次年度は、借換元となる特別保証の残高減少と併せ、その構成比は1～2%程度の僅かな数値で収束するものと思われる。</li> <li>・上記状況と合わせて、借換保証需要については、ほぼ一巡していると考えられ、借換保証の利用率も鈍化するとと思われる。</li> </ul> <p>セーフティネット保証の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証の利用は全体の24%と構成比が最も高い。借換保証は、その半分がセーフティネット保証の利用であることから、借換保証の減少に連動して、セーフティネット保証も減少傾向は続くが、低保証料率制度としての認知度・人気度は高く、その構成比は20%内外で推移し、制度別では最も高い構成比を維持するものと思われる。</li> </ul> <p>保険料引き上げに伴う保証料引き上げの影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接的に保証料引き上げによる保証離れの動きはないものの、優良企業への保証付融資推進には障害となっている。</li> <li>・セーフティネット保証等保証料率の低い制度の利用が多く見受けられる。</li> </ul>

# 例 2

## 1. 平成16年度業務計画の重点課題

部署名：  
担当者：

【保証部門】	【期中管理部門】	【その他】
<p>適正保証の推進策（保証債務残高が減少傾向にあるのを抑止する方策、CRDの活用策等）</p> <p>セーフティネット保証及び資金繰り円滑化借換保証並びに 金融円滑化特別対策事業の推進 中小企業関係団体との連携、金融機関との密接な情報交換と提携商品の推進、小規模企業者に対する積極的な保証推進による保証浸透度の向上 リレーションシップバンキングに取組む地域金融機関との連携による保証推進 ニーズにあった新商品の開発及び既往制度の見直し、過度の担保や第三者保証人に依存しない審査、中小企業者ニーズの把握による各種制度の活用等新しい中小企業金融への取組みの強化 保証業務の適正かつ円滑な運営のため、金融機関別業務懇談会・移動相談会・勉強会の継続 CRDの活用により、迅速かつ的確な審査を行い業務の効率化を図る</p> <p>地域再生支援協議会との連携強化策 期中管理機能の強化を図り、関係各機関と連携し、早期事業再生を支援する 経営相談・指導昨機能を強化し、金融機関と一体となった指導・相談体制を構築する</p>	<p>期中管理の強化策 条件変更を積極的に活用し、延滞先の再生支援を行い代位弁済の低減に努める 期中管理先の状況を把握し、的確な指導を行うため、引続き金融機関訪問と帯同管理を行う</p> <hr/> <p>【回収部門】</p> <p>回収の促進策 無担保債権の面談交渉の推進 有担保債権の物件売却促進 新規代位弁済の早期回収 定期回収入金管理の徹底 時間外督促の実施</p> <p>回収体制の整備等 (サービサーの具体的活用策等) 求償権分類により、無担保・長期延滞債権等をサービサーへ委託し、効率的な回収を図る 民間調査機関の活用による県外居住者等の調査をもとに督促を行う</p>	<p>資金繰り円滑化借換保証制度の動向 依然として需要は大きく、積極的な保証対応を行うことにより、県内中小企業者の金融の円滑化に最大限の努力を行う</p> <p>セーフティネット保証の動向 依然として需要は大きく、積極的な保証対応を行うことにより、県内中小企業者の金融の円滑化に最大限の努力を行う</p> <p>保険料引き上げに伴う保証料引き上げの影響 保証料については、引上げよりも市場金利に連動するものとの思いから、金利に比べ、割高感を指摘する意見が多く、より簡易に、迅速に、踏み込んで、ニーズにマッチした保証で応える最大限の努力を行う。</p>